

Ⅱ. 良好な景観の形成に関する方針

1. 周辺地域の概況

(1) 自然環境

1) 気候

宇和島市の気候は、黒潮の影響を受けた太平洋沿岸地区と降水量の少ない瀬戸内海沿岸地区との中間的な気象区分となっており、西側が豊後水道に面し、東側に1,000m級の高峰が連なっているため、夏の南東風のフェーン現象で最高気温が上がり、冬の北西季節風が強い時には日本海側の冬の気象と似た現象を起こすのが特徴といえる。

表 2-Ⅱ-1 気象の推移

年次	気温(°C)			降水量(mm)	平均湿度(%)	最大瞬間風速	
	平均	最高	最低			m/s	風向16方
平成13年(2001)	17.0	35.7	-2.2	1,471.0	71	33.2	WNW
平成14年(2002)	17.2	35.7	-0.9	1,049.5	69	29.3	WNW
平成15年(2003)	17.0	34.6	-2.0	1,864.0	71	34.3	SE
平成16年(2004)	17.4	36.7	-3.3	2,305.0	72	47.3	S
平成17年(2005)	16.6	35.4	-2.1	1,622.5	71	39.8	W

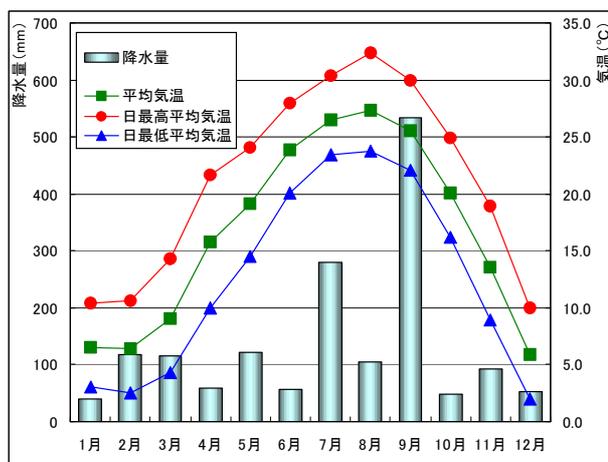


図 2-Ⅱ-1 年間の気温・雨量 平成 17(2005)年
(資料：気象庁HP)

2) 地形・地質

①地形

遊子地区を始めとした西部の沿岸は起伏の激しい陸地が沈降して形成された典型的なリアス式海岸で、入江と半島が複雑に入り組んでおり、海岸に平地が少なく深い入江を持つのが特徴である。「地形分類図」によると、「小起伏山地」に属しており、低位の山地地区であるが山地形はかなり鋭角的とある。

②表層地質

遊子地区は「表層地質図(平面的分布図)」によると、「砂岩・頁岩互層」に分類され、砂岩は石材として、または砕石として骨材や舗装材に使われているとある。

③土壌

「土壌図」によると、遊子地区の土壌は海岸部の「残積性未熟土壌」と山腹・山頂部の「黄色土壌」により構成されている。「残積性未熟土壌」は乾燥せき悪な土壌で腐植に乏しいが、「黄色土壌」は台地水田、果樹園、畑地の大部分があたる土壌であり、県下全域に分布が広いとある。



凡 例

 小起伏山地

図 2-II-2 地形分類図 (国土庁土地局国土調査課「土地分類図 (愛媛県)」(1971))



凡 例

 砂岩・頁岩互層

図 2-II-3 表層地質図 (国土庁土地局国土調査課「土地分類図 (愛媛県)」(1971))



凡 例

 黄色土壤

 残積性未熟土壤

図 2-II-4 土壤図 (国土庁土地局国土調査課「土地分類図 (愛媛県)」(1971))

3) 植生

昭和 57 (1982) 年 (現在刊行される植生図で最新のもの) における遊子地区の現存植生は、大部分が常緑果樹園により構成され、水荷浦など東側斜面が畑地となっており、高標高部ではオンツツジーアカマツ群集が位置している。また、一部で耕作放棄によるものと思われるクズ群落が出現している。



凡例

-  ウバメガシ群落
-  オンツツジーアカマツ群集
-  クロマツ群落
-  クズ群落
-  常緑果樹園
-  畑地雑草群落

図 2-II-5 第 2・3 回自然環境保全基礎調査 (植生調査) 現存植生図 (環境庁) 伊予高山 1982

4) 自然環境

遊子地区周辺の自然環境資源として、環境省が発表している自然環境情報図では、「藻場」、「多島海」、「溺れ谷」、「自然海岸」が挙げられている。

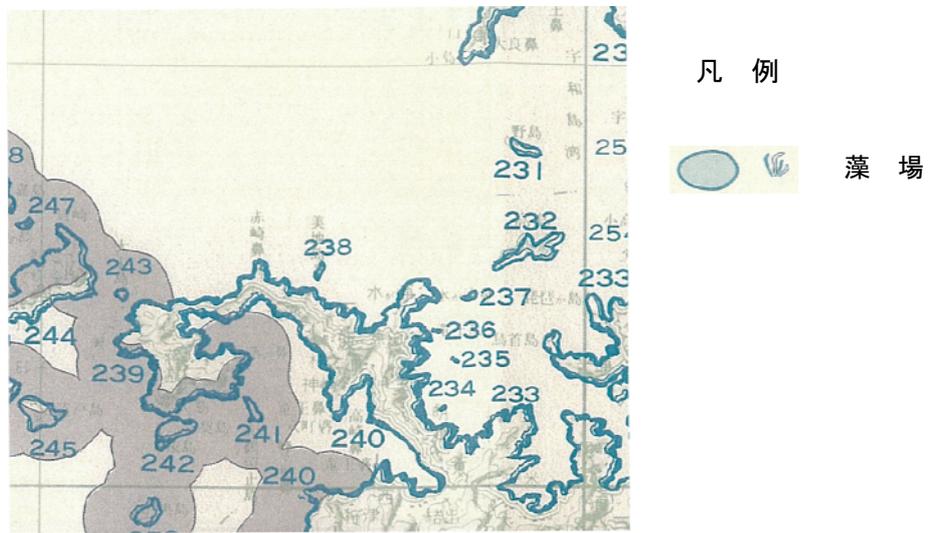


図 2-II-6 第 2 回自然環境保全基礎調査 愛媛県動植物分布図（環境庁）1981

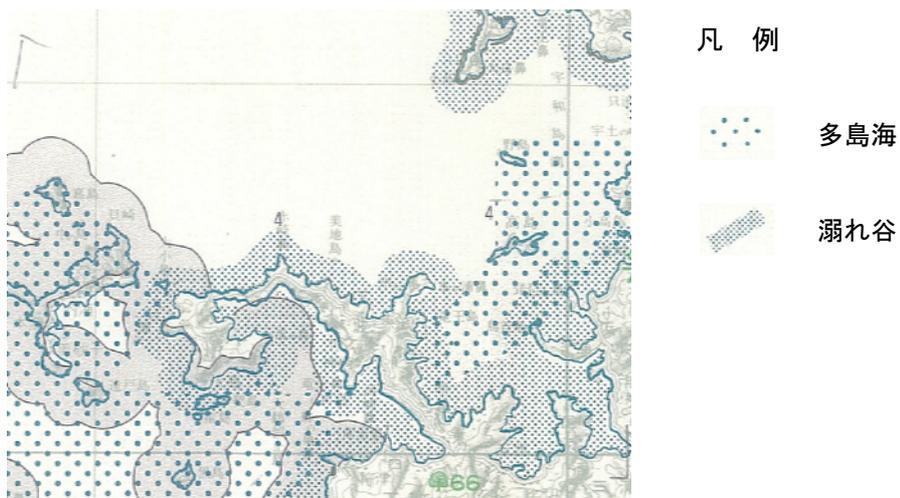


図 2-II-7 第 3 回自然環境保全基礎調査 愛媛県自然環境情報図（環境庁）1989



図 2-II-8 第 4 回自然環境保全基礎調査 愛媛県自然環境情報図（環境庁）1995

(2) 社会環境

1) 人口・世帯

宇和島市では、経済の高度成長期に大都市へ人口が流出したため、現在の市域で見ると、昭和30(1955)年の総人口144,472人をピークとして人口減少が続いたが、昭和50(1975)年ごろから増加に転じ、昭和55年には11万人台を回復した。しかし、昭和60(1985)年ごろから再び人口が減少し始め、平成2(1990)年の国勢調査で11万人を下回って以降は、年間千人程度の減少が続いている。

遊子地区(旧遊子村)についてみると、戦後から継続的に人口が減少してきたが、昭和50(1975)年ごろから漸増に転じ、1,500人台を回復したが、再び減少に転じ平成16(2004)年末では1,273人となっている。

一方、核家族化と世帯分離が進んだことから、市域全体、遊子地区いずれも1世帯あたりの平均人員は減少傾向にある。

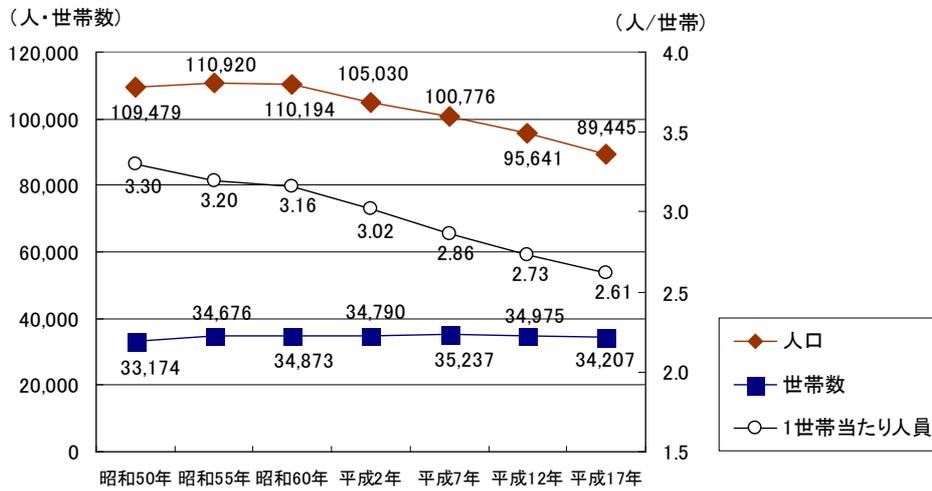


図2-II-9 宇和島市域全体における人口・世帯数の推移

(資料：国勢調査)

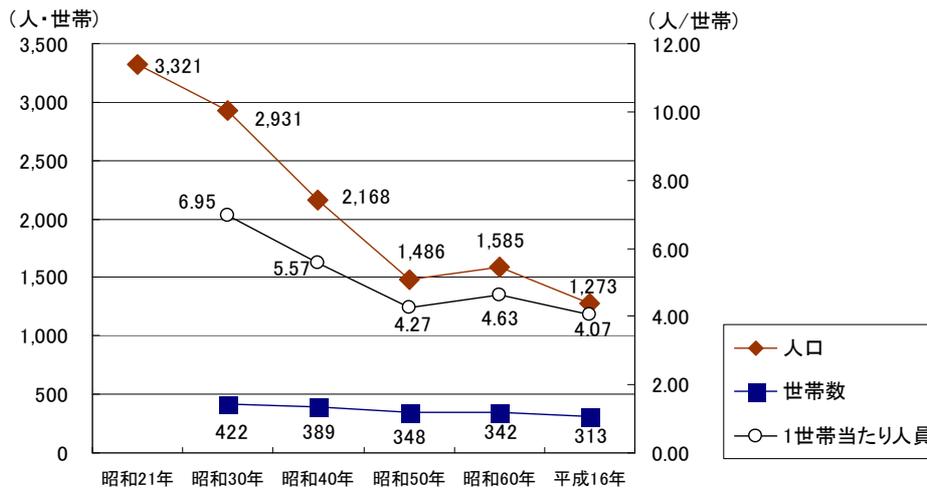


図2-II-10 遊子地区における人口・世帯数の推移

(資料：昭和60(1985)までは「遊子の歴史」、平成16(2004)年データは住民基本台帳による。)

(出典：第四次宇和島市長期総合計画)

2) 産業

①産業構成

宇和島市の産業構成を産業別就業人口でみると、第1次産業 20.3%、第2次産業 16.2%、第3次産業 63.5%となっている。愛媛県の平均と比べて、第2次産業就業人口比率が低く、第1次産業就業人口比率が高くなっており、農業・漁業が重要な産業であることを示している。水荷浦地区の位置する三浦半島では、農業・漁業が産業の中心となっている。

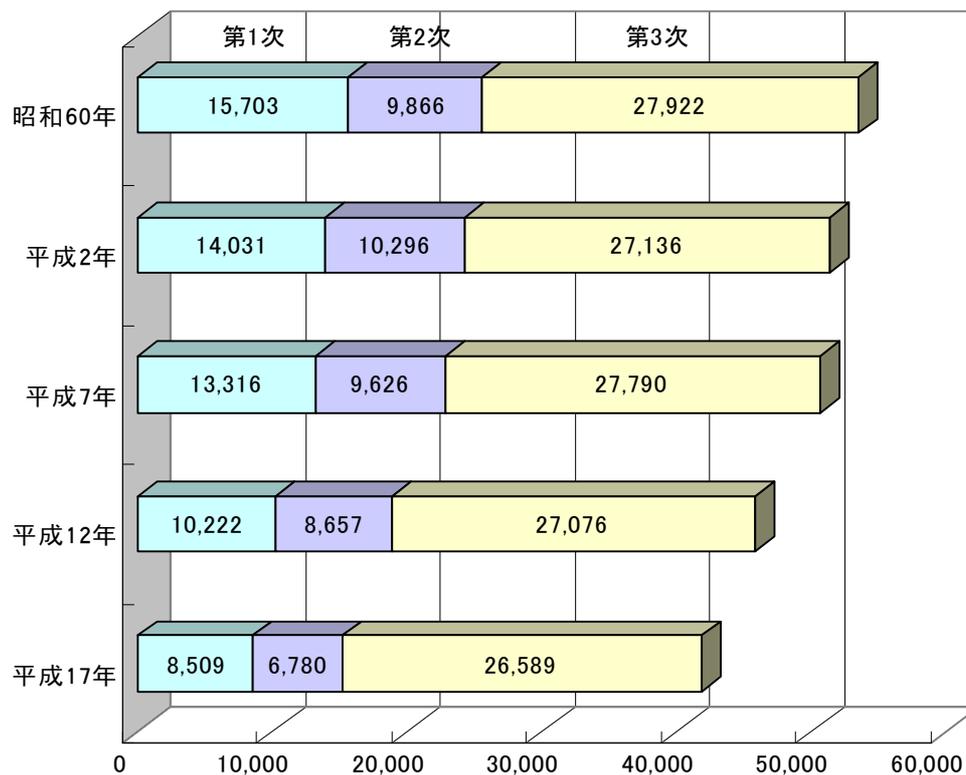


図 2-II-11 宇和島市の産業別人口構成 (人)

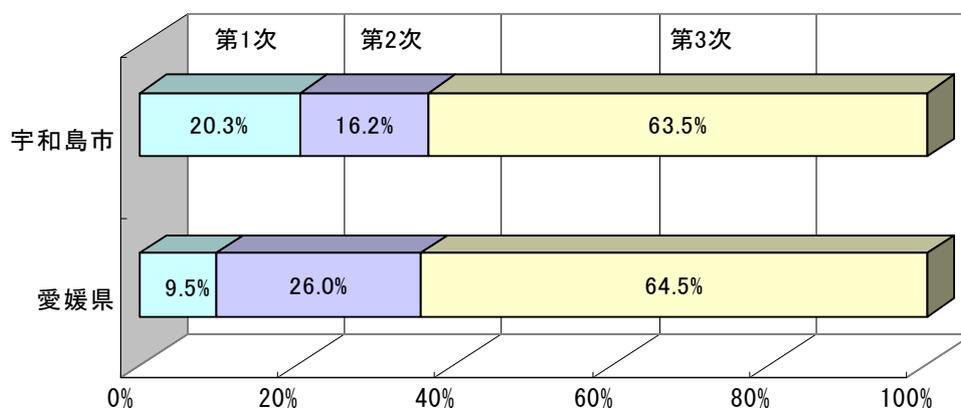


図 2-II-12 平成 17 年における宇和島市・愛媛県・全国の産業別人口構成

(出典：宇和島市市勢要覧 2007)

②農業

農業については、地域の立地特性を活かした柑橘類の果樹が基幹作物となっているが、全国的な産業構造の変化に伴い、農家数・農業就業人口・経営耕地面積の全てにおいて年々減少が進んでいる。

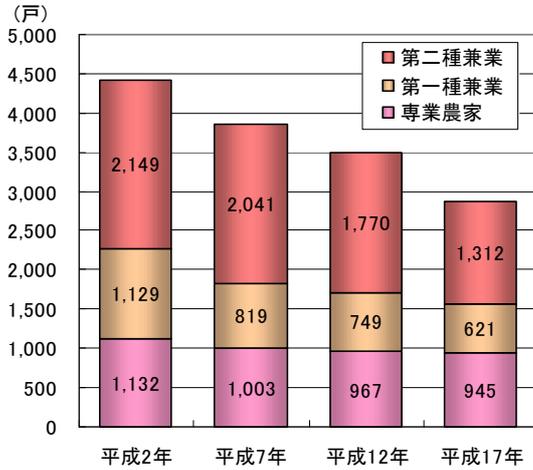


図 2-II-13 農家数の推移

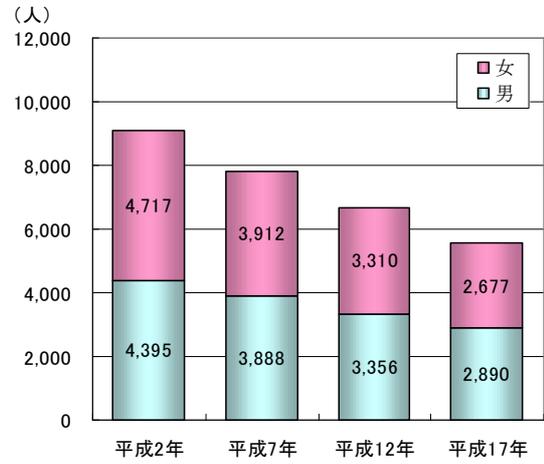


図 2-II-14 農業就業人口の推移

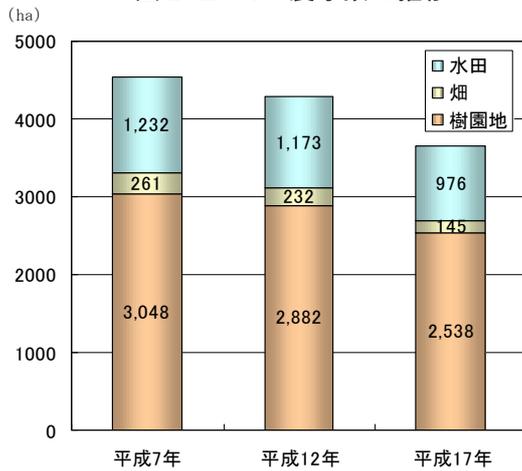


図 2-II-15 経営耕地面積の推移

※平成17年度より調査対象が農業経営体のみとなっている。

表 2-II-2 農業粗生産額及び生産農業所得

(単位：千円)

区分		平成 14 (2002) 年	平成 15 (2003) 年	平成 16 (2004) 年
耕種	米	1,060,000	1,240,000	1,080,000
	雑穀・豆類・いも類	270,000	300,000	280,000
	野菜	870,000	830,000	880,000
	花き	80,000	60,000	50,000
	種苗・苗木・その他	2,500,000	2,270,000	2,910,000
	果実	6,230,000	6,010,000	6,370,000
畜産	肉用牛	220,000	2100,000	240,000
	乳用牛	220,000	200,000	220,000
	豚	×	×	200,000
	鶏	410,000	490,000	510,000
	その他	0	10,000	10,000
農業粗生産額		12,175,000	11,860,000	12,740,000
生産農業所得		5,200,000	4,620,000	5,380,000

※「×」は統計数値未公表

(出典：宇和島市市勢要覧 2007)

③漁業

漁業については、全国有数の生産地として知られるタイ・ハマチ等を主とした魚類養殖と、真珠養殖が中心となっている。特に真珠、真珠母貝及び魚類養殖業の養殖漁業は、全国有数の生産地となっている。しかし、平成 8 (1996) 年より顕著となった真珠貝が大量に斃死するという状況が続いており、真珠業界は深刻な状況にある。また、魚類養殖業についても、魚価の低迷、斃死の増大等によりその経営は厳しくなっている。

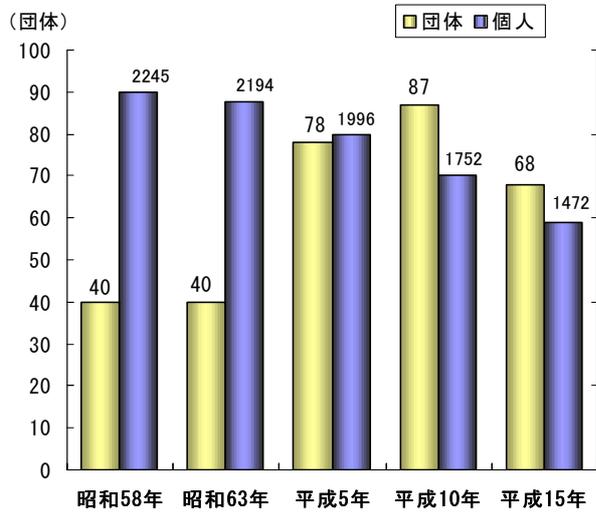


図 2-II-16 漁業経営体数の推移

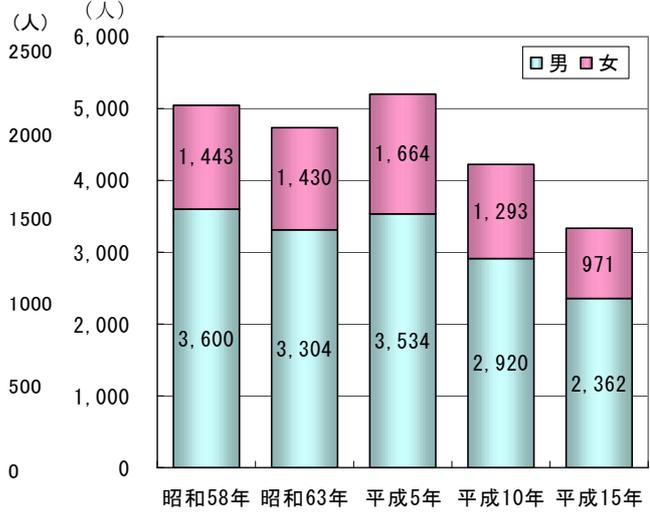


図 2-II-17 漁業従業者数人口の推移

表 2-II-3 漁業種類と漁獲量の推移

(単位：漁獲高—千円、漁獲量—トン)

区分	漁業種類	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
		漁獲高 (漁獲量)	漁獲高 (漁獲量)	漁獲高 (漁獲量)	漁獲高 (漁獲量)	漁獲高 (漁獲量)
区 分	まき網計	778,461 (4,826)	1,291,320 (5,766)	948,915 (4,181)	1,202,575 (7,334)	1,239,258 (7,891)
	小型底びき網	85,903 (182)	65,033 (137)	53,808 (143)	195,187 (351)	67,865 (165)
	敷網	77,432 (233)	61,467 (213)	55,014 (198)	38,604 (185)	37,252 (182)
	刺網	260,675 (337)	225,790 (309)	217,614 (303)	202,718 (310)	181,458 (260)
	小型定置網	18,764 (33)	11,739 (20)	10,365 (19)	10,205 (20)	13,281 (23)
	その他の漁業 (つり、はえなわ)	1,313,180 (2,100)	891,204 (1,638)	669,178 (1,358)	700,295 (1,473)	645,299 (1,392)
海面養殖業	真珠	5,234,751 (7)	6,891,879 (10)	4,777,119 (9)	4,282,455 (7)	4,380,716 (7)
	真珠母貝	1,277,498 (1,055)	712,987 (835)	694,603 (814)	677,943 (796)	585,648 (664)
	魚類養殖	35,003,198 (40,156)	32,806,944 (39,512)	33,758,097 (48,553)	33,408,969 (50,813)	32,700,256 (47,697)
	その他の養殖	250,035 (7)	271,568 (3)	333,202 (23)	305,257 (20)	447,127 (12)
	合計	44,299,897 (48,936)	43,229,931 (48,443)	41,518,396 (55,601)	41,025,835 (61,309)	40,301,686 (58,293)

(出典：宇和島市市勢要覧 2007)

3) 交通

陸上交通は、鉄道がJR予讃線と予土線の2本、道路では国道が56号、320号、378号及び381号の4路線、主要地方道の6路線などが整備されている。

また、2000年に徳島市を起点とし大洲市を終点とする四国縦貫自動車道が全線開通し、さらに、2004年に大洲道路（一般国道56号自動車専用道路）及び大洲北只ICから西予宇和IC間の松山自動車道が開通し、南予地域と松山市方面さらには関西圏や中国圏等とのアクセスが向上しつつある。

海上交通は、盛運汽船が宇和島～九島間をフェリーにより連絡しているほか、蔣淵・戸島、日振島等への定期便が運行されている。

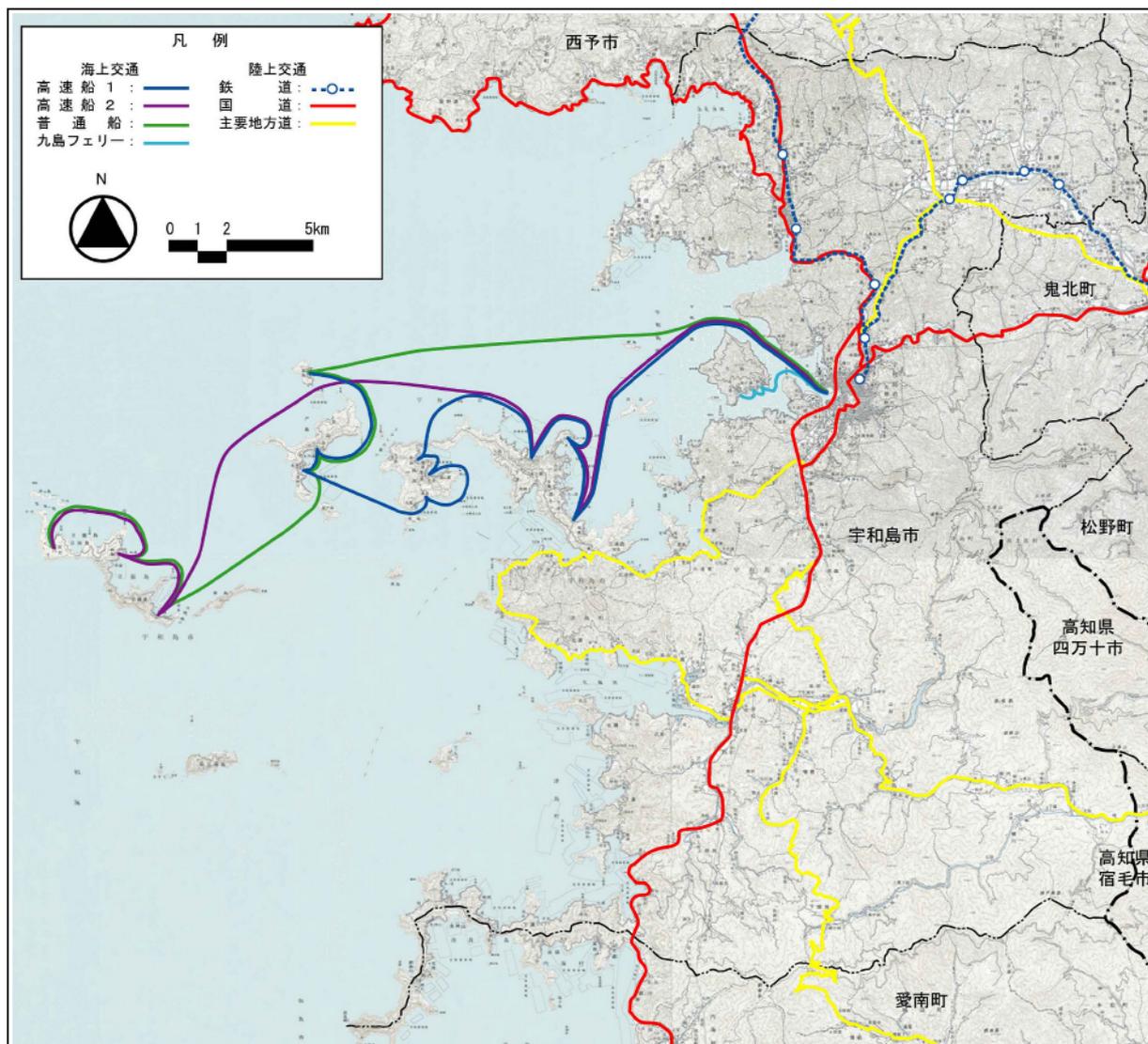


図 2-II-18 主要交通網図

4) 観光

平成17年、平成16年の観光入込客数は約200万人であり、そのうち9割が日帰り客である。また、観光地別割合を見ると、買物と温泉が最も多く、次いでイベント、スポーツ・レクリエーション、文化・歴史となっている。観光客の居住地を見ると、県内が54.8%、四国3県が17.5%と四国で72.3%を占め、次いで近畿、中国、関東となっている。

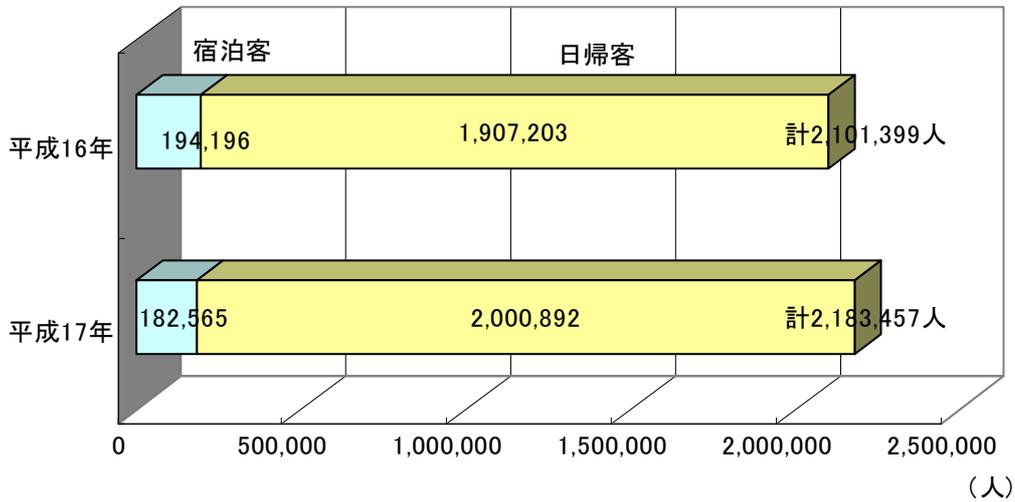


図 2-II-19 観光入込客数

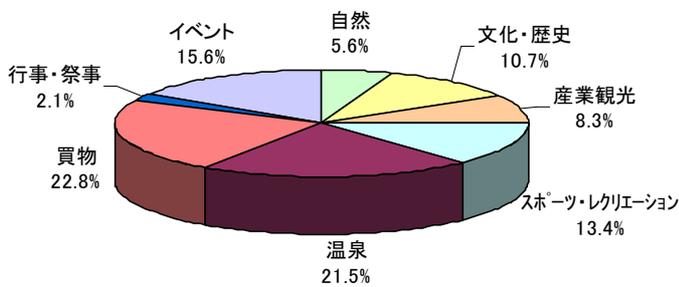


図 2-II-20 観光地別割合(平成17年)

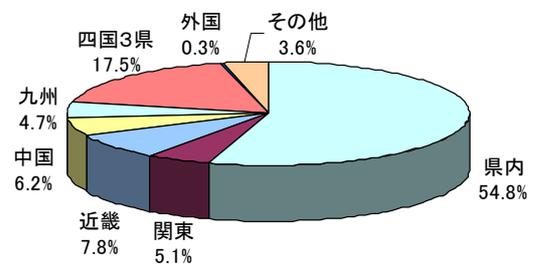


図 2-II-21 居住地別割合(平成17年)

(資料：商工観光課)

(3) 歴史・文化環境

1) 市の歴史

宇和島市は、古くは宇和郡の一部であり、文禄4(1595)年、藤堂高虎が宇和郡7万石の領主となり、板島丸串城を改築、この地に本格的な城下町としての体制を整えたと言われている。慶長19(1614)年には仙台藩伊達政宗の長庶子、秀宗が宇和郡10万石を拝領し、その後の歴代藩主とともに城下町として発達してきた。明治4(1871)年の廃藩置県後は、宇和島県と称し、翌(1872)年には神山県と改称したが、同6(1873)年石鉄県と合併し、新たに愛媛県が誕生してから県都は松山に移ったが、宇和島は南予の中心地として発展してきた。

明治22(1889)年に宇和島町として町制を施行したが、当時の宇和島町は、辰野川と神田川に囲まれた城東・城南の地域で、城北地区はわずかに向新町・恵美須町・船大工町・須賀通筋の地区と、西側は城山をめぐる丸之内地区だけであった。

大正6(1917)年に、宇和島町を取り巻いていた丸穂村を編入し、大正10(1921)年には八幡村と合併して市制を施行した。昭和9(1934)年に九島村、同30(1955)年に高光村と三浦村、同32(1957)年来村、同49(1974)年に宇和海村を、平成17(2005)年には三間町・吉田町・津島町と合併し、現在に至っている。

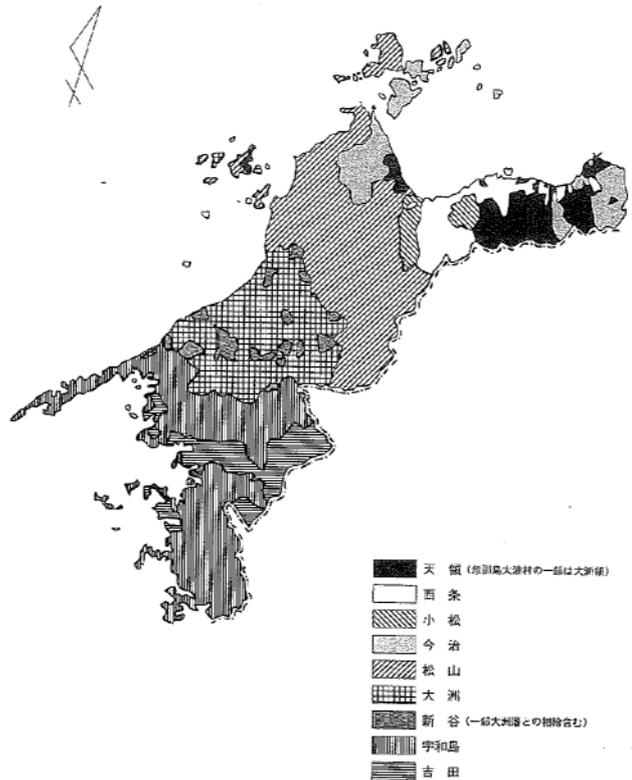
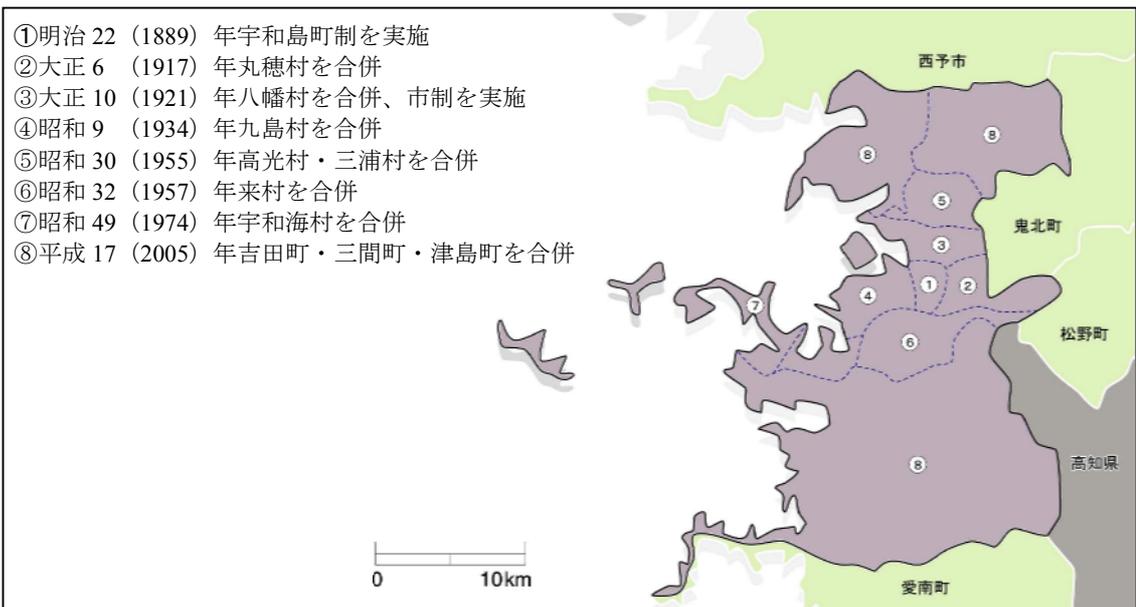


図 2-II-22 伊予八藩領域図(幕末期)



- ①明治22(1889)年宇和島町制を実施
- ②大正6(1917)年丸穂村を合併
- ③大正10(1921)年八幡村を合併、市制を実施
- ④昭和9(1934)年九島村を合併
- ⑤昭和30(1955)年高光村・三浦村を合併
- ⑥昭和32(1957)年来村を合併
- ⑦昭和49(1974)年宇和海村を合併
- ⑧平成17(2005)年吉田町・三間町・津島町を合併

図 2-II-23 市域の移り変わり

表 2-II-4 宇和島歴史年表

時代	年	主な出来事
安土・桃山	天正 3 (1575)	西園寺宣久(来村殿)板島丸串城の城主となる
	12 (1584) ころ	豊後大友氏、土佐一条氏、長宗我部氏がたびたび侵入し宇和郡の諸城を攻めた
	13 (1585)	豊臣秀吉の四国平定の結果、小早川隆景が伊予国に封ぜられた
	15 (1587)	戸田勝隆が宇和、喜多両郡に封ぜられ、板島丸串城には戸田与左衛門を居城させた
	文禄 4 (1595)	藤堂高虎が宇和郡内 7 万石に封ぜられ、板島丸串城を本城とする
	慶長 元 (1596)	高虎が板島丸串城の築城を始めた
	5 (1600)	関が原の戦いの功により、加増伊予半国 20 万石の領主となる
	6 (1601)	板島丸串城の築城工事ほぼ完成
7 (1602)	高虎検地を実施	
江戸	13 (1608)	今治城完成。高虎今治に移り、板島丸串城に城代を置く。8 月、高虎伊勢津に転封、宇和 10 万石には富田信高が入封した
	18 (1613)	富田信高改易。宇和郡 10 万石は天領となり藤堂家お預け、藤堂新七郎が城代となった
	19 (1614)	伊達政宗の長庶子秀宗宇和郡 10 万石に封ぜられる
	元和 元 (1615)	秀宗宇和郡に入る。本高 10 万 2 千 54 石 3 斗 8 升 6 合
	4 (1618)	秀宗、政宗隠居料としてこの年より寛政 18 年まで 10 万石の内 3 万石を割く
	6 (1620)	山家清兵衛殺害される(山家事件)
	正保 元 (1644)	向新町の埋め立て始まる
	4 (1647)	岡谷兵右衛門、檜垣助三郎に領内検地を命ずる。来村街道に松を植える
	慶安 3 (1650)	尾川孫右衛門、先年の地震被害を宇和島城周辺で調査
	承応 2 (1653)	和霊神社社殿が檜皮社に造営され、6 月 24 日遷宮式をおこなう
	3 (1654)	大阪屋仁左衛門大浦に新田を築き始めた
	明暦 2 (1656)	沖ノ島、篠山土佐境問題起きる
	3 (1657)	宗利襲封。宇和島藩 10 万石の内吉田藩 3 万石分知
	万治 元 (1658)	秀宗没
	2 (1659)	土佐境問題解決
	寛文 3 (1663)	旱魃による被害損失 5,000 俵余り。山王社城内に遷宮
	4 (1664)	宇和島城改修普請始まる
	5 (1665)	目黒山吉田藩境問題解決
	6 (1666)	追手門改修完成。中間八幡神社再建完成
	11 (1671)	仙台藩に騒動(寛文事件)あり
	12 (1672)	領内内ならし検地終了、籤持制度導入
	延宝 元 (1673)	領内洪水被害あり
	2 (1673)	佐伯町大火。須賀川下新田を築始める
	天和 元 (1681)	天災打ち続き領内困窮のため米 3 万石を放出。大浦新田築地始まる
	元禄 元 (1688)	藩財政困窮につき 5 ヶ年計画を立案
	2 (1689)	領内洪水のため損害 7,600 俵余り
	6 (1693)	宗贇(仙台綱宗の代 3 子)襲封。旱魃により領内被害甚大
9 (1696)	宇和島藩 10 万石への石高直し許可	
11 (1698)	近家浦塩焼始まる。高辻帳改定	
13 (1700)	樺崎新田完成	

時代	年	主な出来事
	元禄 14 (1701)	龍沢寺靈屋和尚より宗賛へ琉球芋 1 折、砂糖 1 折の献上あり。早魃、洪水のため領内損失 3 万石余り
	15 (1702)	和霊神社祭礼始まる
	正徳 元 (1711)	宗賛没、村年襲封
	享保 元 (1716)	楮皮の他国販売禁止
	4 (1719)	紙類の他国販売禁止
	6 (1721)	山奉行に植林を命ずる
	9 (1724)	早魃のため他国から領内への穀物類の移動を許す
	15 (1730)	宇和島藩藩札発行
	16 (1731)	和霊神社社殿を鎌江城跡下（現在地）へ造営を始める。蝗害夥し
	20 (1735)	村年没、村候襲封
	寛保 3 (1743)	籤持制度廃止
	延享 2 (1745)	紙類の専売制を敷く
	4 (1747)	安藤陽州（儒学）を招聘す
	寛延 元 (1748)	陽州、藩校内徳館の教授となる
	3 (1750)	仙台との本末争い起きる
	宝暦 元 (1751)	藤好南阜（儒教）、内徳館の教授となる
	4 (1754)	町方 3 名に晒蠟の販売を許可す
	7 (1757)	仙貨紙の販売禁止
	天明 8 (1788)	夜間の漁を禁止す
	寛政 5 (1793)	吉田藩内一揆発生、老職安藤継明宇和島領内で割腹
	6 (1794)	村候没、村寿襲封
	文化 5 (1808)	伊能忠敬、測量のため来藩
	12 (1815)	藩内洪水打ち続き津島組被害甚大
	文政 7 (1824)	村寿没、宗紀襲封
	天保 6 (1835)	融通会所を設立
	9 (1838)	藩士小池、若松を佐藤信淵（農学者）に入門させる
	12 (1841)	宗紀の求めに応じて信淵「責難録」を著す
	14 (1843)	世子宗城のため信淵「種樹園法」を著す
	弘化 元 (1844)	宗紀隠居、宗城襲封
	嘉永 元 (1848)	高野長英来藩
	5 (1852)	藩に種痘所を設置、一般に種痘を奨励した
	6 (1853)	村田蔵六を招聘す
	安政 元 (1854)	安政南海大地震、宇和島城以下藩内の被害甚大
	3 (1856)	卒の子弟の教育のため小学校を設置。物産方を設けた
	5 (1858)	薩摩藩士田原直助を招聘、直助「宇和島出産考」を著す。將軍擁立問題で宗城隠居、宗徳襲封
	6 (1859)	前原嘉蔵西洋型蒸気船雛形の建造に成功
	文久 3 (1863)	三の丸を撤去し調練場とする。宗城参与となる
	元治 元 (1864)	金剛山晦巖蛤御門の変により長州に使わす。宇和島藩長州征伐出兵を命ぜられる。戎山砲台建造
	慶応 2 (1866)	長州征伐のため三机まで出陣。イギリス公使パークス軍艦にて来藩。イギリス外交官アーネスト・サトウ来藩
	3 (1867)	薩摩藩使者西郷隆盛来藩。都築莊蔵、二条城にて將軍慶喜に大政奉還を建言。宗城議定となる

時代	年	主な出来事
明治	明治 元 (1868)	宗城外国官知事となる
	2 (1869)	版籍奉還、宗徳宇和島藩知事となる。宗城民部卿兼大蔵卿となる
	4 (1871)	廃藩置県、宇和島県・吉田県・大洲県・新谷県併せて宇和島県となる
	5 (1872)	宇和島県神山県と改称
	7 (1873)	神山県、石鉄県併せて愛媛県とする
	9 (1876)	香川県を廃し愛媛県となる
	22 (1889)	香川県を愛媛県から分離
	23 (1890)	山村惣六初代町長に就任
	39 (1906)	水産試験場を栄町（生産場跡）に設置
大正	大正 7 (1918)	米騒動起こり、焼き討ち事件発生
	9 (1920)	コレラ大流行
	10 (1921)	八幡村との合併成立、宇和島市制施行
	11 (1922)	山村豊次郎、初代市長に就任。皇太子殿下（昭和天皇）行啓
昭和	昭和 7 (1932)	須賀川付替工事完成
	20 (1945)	9回にわたる空襲にて市街地の大半を焼失し、終戦を迎える
	21 (1946)	戦災復興都市計画事業着手。南海地震起きる
	30 (1955)	三浦・高光両村を合併
	32 (1957)	来村合併
	33 (1958)	遊子、下波、蔭淵、戸島、日振島の合併で宇和海村誕生
	37 (1962)	農業構造改善事業開始
	40 (1965)	水資源開発に関する調査特別委員会設置。天皇・皇后両殿下宇和島にご巡幸。南予農業経済圏整備事業指定
	42 (1967)	大旱魃により農作物の被害甚
	48 (1973)	宇和海でタンカー座礁、油 400t 流出。宇和海一帯で養殖魚 116 万匹変死。また、真珠貝、寄生虫、高温で 20%が死滅
	49 (1974)	昨年来よりの水不足で断水続く。台風 18 号、宇和島付近に再上陸、県下に豪雨被害。宇和海村、宇和島市に合併
	50 (1975)	台風 5 号の被害甚大、保手橋流失
	51 (1976)	須賀川ダム竣工
	56 (1982)	台風 19 号本県直撃。市内 80 戸床下浸水
	60 (1985)	宇和海地区簡易水道事業完了。南予用水宇和島中央管理所完成
	61 (1986)	宇和島市水産種苗センター大島に完成。マリノバージョン地域に宇和海指定
63 (1988)	宇和島東高校、選抜高校野球大会全国優勝。集中豪雨 4 人死亡	
64 (1989)	昭和天皇崩御	
平成	平成 7 (1995)	阪神・淡路大震災
	13 (2001)	ハワイ沖愛媛丸事故発生。芸予沖地震発生、宇和島震度 5 弱
	17 (2005)	三間町、吉田町、津島町を合併

2) 文化財

宇和島市における文化財のうち、建造物と史跡・名勝・天然記念物に関する指定状況等をみると、国指定文化財が4件、国登録文化財3件、県指定文化財11件、市指定文化財61件となっている。

表 2-II-5 文化財一覧

種 別		名 称	指定年月日
国指定	重要文化財（建造物）	宇和島城天守閣	昭和9年1月30日
	史 跡	宇和島城	昭和12年12月21日
	名 勝	天赦園	昭和43年5月20日
	天然記念物	八幡神社のイブキ	昭和18年2月19日
国登録	有形文化財（建造物）	宇和島市立歴史資料館（旧宇和島警察署）	平成8年12月20日
		旭醤油醸造場	平成14年2月14日
		上甲家住宅	平成14年2月14日
県指定	有形文化財（建造物）	禅蔵寺薬師堂	昭和57年3月19日
		正法寺観音堂	平成16年4月16日
	史 跡	伊達秀宗の墓 （婦人と近臣4人の墓を含む）	昭和40年12月24日
		伊達宗城並びに夫人猶子の墓	昭和44年2月12日
	名 勝	西江寺庭園	昭和26年10月10日
	天然記念物	二重柿	昭和23年10月28日
		ハマユウ	昭和31年7月12日
		宇和海特殊海中資源群	昭和40年4月2日
		サギソウ自生地	昭和43年3月8日
		おおうなぎ	昭和43年3月8日
ソテツ群生		昭和44年2月18日	
市指定	有形文化財（建造物）	宇和島城上り立ち門	昭和38年2月11日
		藩老桑折氏武家長屋門	昭和38年2月11日
		須弥壇の勾欄	昭和41年4月1日
		茶堂（三間町黒井地）	昭和54年9月15日
		茶堂（三間町音地）	昭和54年9月15日
		旧毛利家庄屋住居	平成6年1月13日
		弘経山妙典寺山門	平成12年3月8日
		壺亀山大超寺本堂	平成12年3月8日
		稲荷神社本殿	平成15年8月1日
	史 跡	宇和島藩主伊達家墓所 （野川 竜華山等覚寺）	昭和36年11月3日
		宇和島藩主伊達家墓所 （宇和津町 金剛山大隆寺）	昭和36年11月3日
		大村益次郎住居跡	昭和36年11月3日
		西園寺宣久の墓	昭和36年11月3日
		末広鉄腸の墓	昭和36年11月3日
		中野逍遙の墓	昭和36年11月3日
		穂積陳重・八束生家跡	昭和36年11月3日
		太宰遊淵の墓	昭和37年11月3日
		土居清良廟	昭和37年11月3日
		大和田建樹の生家跡	昭和38年2月11日
		樺崎砲台跡	昭和38年2月11日
		桑折宗臣の墓	昭和38年2月11日
		児島稚謙の生誕地	昭和38年2月11日
		山家公頼の墓	昭和38年2月11日

種 別	名 称	指定年月日	
市指定	史 跡	高野長英の居住地	昭和 38 年 2 月 11 日
		萬年橋の碑	昭和 38 年 2 月 11 日
		山家公頼邸宅後	昭和 43 年 1 月 9 日
		桜田千本の歌碑	昭和 49 年 2 月 12 日
		前原巧山の墓	昭和 49 年 2 月 12 日
		安藤継明廟所	昭和 49 年 3 月 1 日
		伊達兵部一族の墓	昭和 49 年 3 月 1 日
		御用井戸	昭和 49 年 3 月 1 日
		時観堂跡	昭和 49 年 3 月 1 日
		陣屋跡	昭和 49 年 3 月 1 日
		石城跡	昭和 49 年 3 月 1 日
		藩主の墓所	昭和 49 年 3 月 1 日
		普門寺跡	昭和 49 年 3 月 1 日
		法華津本城跡	昭和 49 年 3 月 1 日
		一条兼定の墓	昭和 52 年 11 月 3 日
		僧日述の墓	昭和 53 年 7 月 13 日
		僧日述謫居跡	昭和 53 年 7 月 13 日
		犬尾城跡	昭和 54 年 3 月 26 日
		八烈士の供養碑	昭和 54 年 3 月 26 日
		西藏寺跡	昭和 59 年 2 月 17 日
		ゴウラ窯跡	昭和 61 年 4 月 30 日
		吉田藩刑場跡	平成 8 年 5 月 20 日
		藤治ヶ駄馬旧藩造林石碑	平成 10 年 10 月 19 日
		寶篋塔	平成 11 年 1 月 18 日
	名 勝	明源寺庭園	昭和 36 年 11 月 3 日
		金剛山庭園	昭和 38 年 2 月 11 日
		竜華山庭園	昭和 45 年 2 月 10 日
	天然記念物	ウバメガシ樹叢	昭和 36 年 11 月 3 日
		黒柿	昭和 43 年 1 月 9 日
		ならの木	昭和 44 年 3 月 1 日
		神木一本杉	昭和 47 年 3 月 23 日
		和霊神社の社そう	昭和 49 年 2 月 12 日
		楠二本	昭和 55 年 11 月 3 日
		大師堂のクロガネモチ	昭和 49 年 2 月 12 日
		三嶋神社 社叢	昭和 58 年 1 月 24 日
		竜王鼻流痕	昭和 59 年 2 月 17 日
		オオカナメモチ	平成 6 年 3 月 1 日
		しいの木	昭和 38 年 10 月 1 日

(資料：宇和島市教育委員会－平成 18 年 8 月 1 日現在)

(4) 関連計画

1) 宇和島市長期総合計画（第四次）（平成13年3月；愛媛県宇和島市総務部企画課）

当計画は、21世紀を展望し、取り組むべき課題や目標を明らかにし、市民の暮らしを高め、地域を豊かにする行政運営の基本指針として策定されたものである。

当計画の計画期間は平成13年度（2001年）を初年度とし、平成22年度（2010年）を目標年次としている。

将来都市像は、

四季彩・うわじま、交歓のまち

－自然の恵みと歴史・文化を活かす四国西南地域の中核都市を目指して－

まちづくりのテーマは、

- ①うるおう 自然にやさしいまちづくり
- ②安らぐ 心がふれあうまちづくり
- ③学び深める 文化の香るまちづくり
- ④にぎあう 活力を生むまちづくり
- ⑤支える 活動を支えるまちづくり
- ⑥進める みんなで進めるまちづくり

将来都市像の実現に向けての戦略プロジェクトは、

- ①保健・医療・福祉の広域中心としてのサービスの供給
- ②歴史的文化遺産を基盤とした文化環境の整備
- ③自然からの恵みを活かした産業・経済の活性化
- ④宇和島圏域の定住中心としての都市のアメニティの充実

対象地域を含む島嶼部においては「自然からの恵みを活かした産業・経済の活性化」を戦略プロジェクトと位置づけ、「美しいリアス式海岸や島嶼部の自然環境を保全しながら、多様で魅力ある観光レクリエーションネットワークの形成を図り、豊富で新鮮な海の幸・山の幸を生かした飲食・食文化産業、宿泊・サービス産業等の育成・振興を促進する」としている。

また、まちづくりのテーマである「うるおう 自然にやさしいまちづくり」を目指すための施策として、「自然景観の保全と整備－宇和海のリアス式海岸や島嶼部、薬師谷溪谷など、優れた自然景観の保護・保全に努める。」と位置づけられている。

2) 宇和島市都市マスタープラン (平成10年3月; 愛媛県宇和島市建設部都市整備課)

当マスタープランは、平成4年6月の「都市計画法及び建築基準法」の一部改正に伴い創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定を目的とするものである。

この方針は同時に改定された用途地域制度の見直しに伴い、その方向づけを示すものとして作成されることが位置づけられており、今後の新たな都市計画の決定も都市マスタープランに即することが求められている。

基本的な考え方と基本方針は以下の通りである。

- ① 広域及び市域の現況、ならびに動向は、既往調査を補足する概略的な検討に加え、特に将来土地利用にかかわる検討を中心とする。
- ② 将来の土地利用にかかわる既定の将来計画の内、特に市総合計画に示される各種プロジェクト及び、地方拠点都市地域整備計画に示されている都市整備の方向を重視し、地区別の方針と全体の都市構造のあり方を捉えるものとする。
- ③ 将来フレームの検討については、これまで関連調査で推計された人口フレーム等の結果を踏まえ、他の既定フレームとの整合を図りながら土地需要フレームとして設定するものとする。
- ④ マスタープランは、都市計画区域全体の土地利用を基本構想として作成し、全体構想に密接に関連づけられた地区別構想を作成する。
- ⑤ 地区別の整備方針については、住区を単位とした地区毎の整備方向を示すとともに、地区計画の導入方針等を明らかにする。特に、アクションエリアとなる中心市街地については、将来の土地利用のあり方を具体的な整備イメージとともに検討する。

当マスタープランにおいて対象地域である遊子地区を含む「遊子・結出・蔀淵地区」の将来像は、

「海洋性レクリエーション機能の充実と住環境整備との調和を図った臨海居住ゾーン」

と設定され、この将来像を実現するための主要な課題として以下の項目が挙げられている。

- ・ 自然環境の保全
- ・ 集落環境の改善
- ・ 農地・漁港の整備

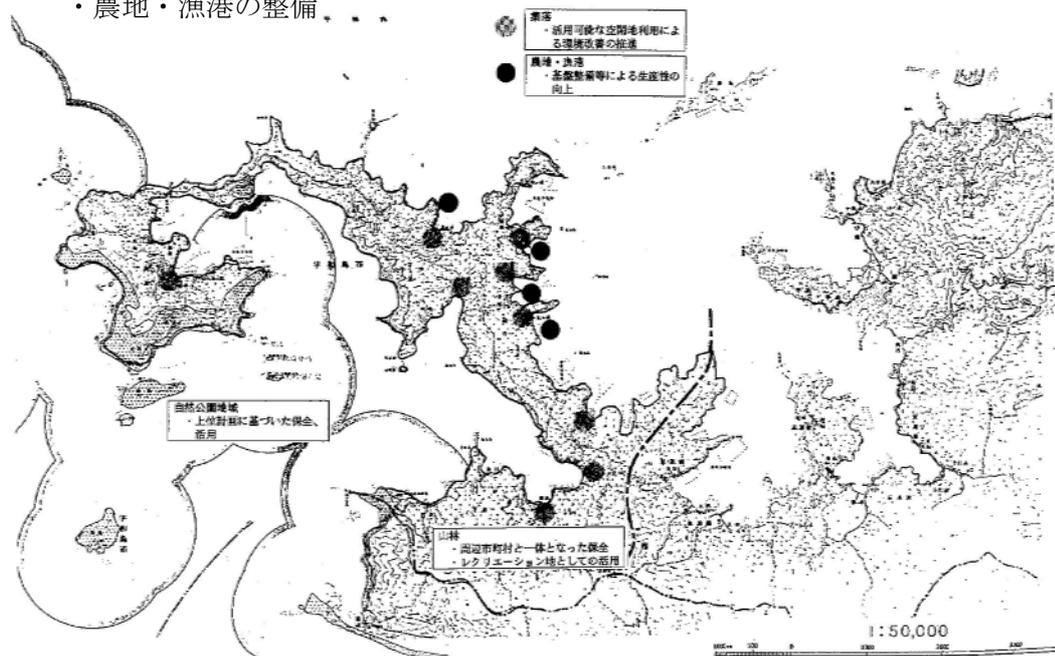


図 2-II-24 遊子・結出・蔀淵地区構想図

3) 宇和島市の段々畑保存・活用計画書（平成18年3月；宇和島の段々畑保存・活用委員会）

当計画書は、平成16（2004）年7月1日に地元耕作者や郷土史研究者、及び学識経験者を中心とした「宇和島の段々畑保存・活用委員会」を立ち上げ、当委員会を中心として、地元でのワークショップや説明会等を行いながら段畑を主とした文化的景観の調査を実施するとともに、今後の保存・活用に関する方向性についての検討を行い、計画としてとりまとめたものである。

当計画書は、調査結果で明らかとなった景観単位・構成要素の分布・形態・性質に基づき地区区分を行い、各地区の特性に応じた保存管理、整備活用、運営体制について定めている。

地区区分と各地区の特性に応じた基本的な方向性は以下の通りである。

《核（コア）ゾーン》

①営農ゾーン

- ・文化的景観を構成するもっとも基本的なゾーンとして、営農を進めることによって、現在の景観の保持につとめる。
- ・住民による営農（生活）を妨げないよう、適切に段畑内への立ち入り規制等を行う。（一般利用については、ルール設定とその告知を行う。）

②営農支援ゾーン

- ・段畑での営農を支援するゾーンとして、来訪者に段畑への立ち入り規制等のルールの周知を行うとともに、遊子の歴史的経緯や生活・生業の連綿を来訪者に学んでもらう施設など、情報提供を行う場として、適切な土地利用等を図る。
- ・活用、運営活動の中心的な場として機能の充実を図る。

《連携・緩衝区域（バッファー）ゾーン》

③集落・産業ゾーン

- ・段畑での営農を支える地域の生活・産業のためのゾーンであり、来訪者の入り込みにあたっては、地元認定の案内人のみにするなど、住民の生活空間としての静穏を保持する。

④隣接斜面ゾーン

- ・段畑を開くに当たって労力的に不利であったり、魚付き林として残されていることによって樹木を基調とする斜面となっているところでは、現状維持を図ることを基本とする。また、自然環境面からの影響にも配慮しつつ、将来の段畑化の可能性についても検討を行う。

⑤水産業・海面ゾーン

- ・広く段畑の景観を一体的に構成するものとして、水産業景観の保全につとめる。
- ・段畑での営農には水産業の持続が必要であることから、海域の水環境の保全を図る。

⑥背面斜面ゾーン

- ・歴史的経緯から一体的に扱うが、現状維持を図るものとし、営農については土地所有者の意向に従う。

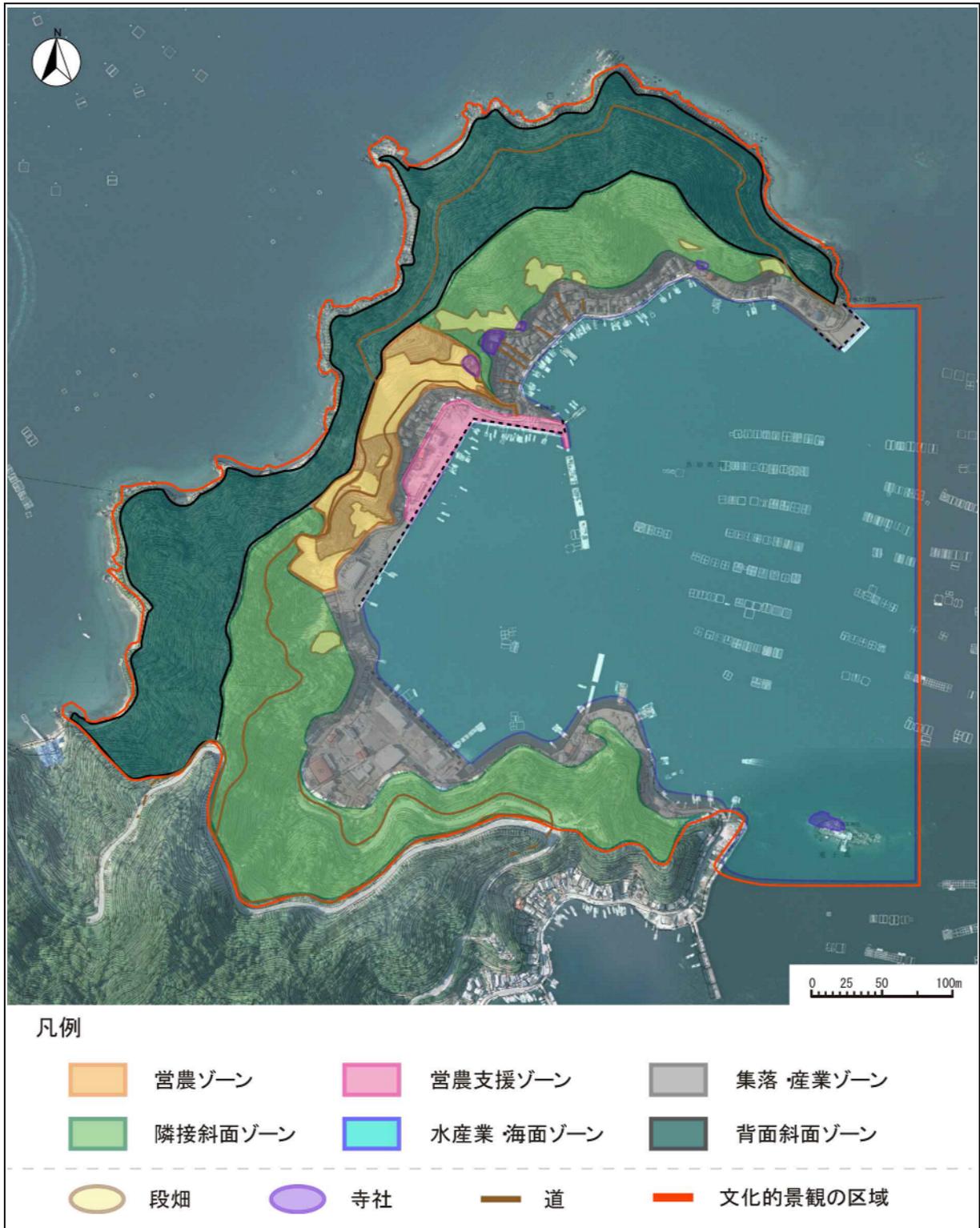


図 2-II-25 地区区分のイメージ

4) 宇和島市農業振興地域整備計画書

本計画は、「総合的に農業振興を図る必要性のある地域について、農業振興に必要な農地を明らかにするとともに、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進することにより、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用に寄与する。」（農振法第1条より）ことを目的としている。

計画では以下の事項が定められている。

1. 農用地利用計画
2. 農業生産基盤の整備開発計画
3. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
4. 農業近代化施設の整備計画
5. 農業従事者の安定的な就業の促進計画
6. 生活環境施設の整備計画

本計画では、「農用地等の利用方針」の中で、「農用地の効率的な土地利用による生産性の向上等を一層図り、農産物の需給状況を考慮しつつ、農業生産の体質強化に努める」としており、今後の土地利用の方針は、以下の表に示すとおりである。

対象地域では、後述の「2. 景観計画区域の概況 (5) 法規制」で示した範囲が、農業振興に必要な農地「農用地区域」として指定されており、本計画の「農用地利用計画」の中で、「遊子水荷浦集落の背後段畑約21haは早堀ばれいしよの産地として農用地の維持確保に努めるものとする」とされている。

表 2-II-6 地区別土地利用方針

区分 地区名	農地			採草牧地			温牧地			農業用施設用地			計			森林原野
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A 高光地区	238	238	0	—	—	—	—	—	—	1	1	0	239	239	0	0
B 中央地区	368	238	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	368	368	0	0
C 九島地区	247	247	0	—	—	—	—	—	—	1	1	0	248	248	0	0
D 来村地区	260	260	0	—	—	—	—	—	—	4	4	0	264	264	0	0
E 三浦地区	179	179	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	179	179	0	0
F 宇和宇治地区	325	325	0	—	—	—	—	—	—	1	1	0	326	326	0	0
計	1,617	1,487	0	—	—	—	—	—	—	7	7	0	1,624	1,624	0	0

2. 景観計画区域の概況

本章は「宇和島の段々畑保存・活用計画書」からの引用により、整理する。

(1) 沿革

水荷浦の名を文献で確認できるのは、今のところ近世に入ってからのことである。宇和島藩はその郷村支配を10組→郷→村・浦→小区画で構成していたが、藩の租税台帳である『弑墅截』には浦方組、村明細帳の集大成である『大成郡録』には御城下組の来村郷→上波浦(遊子浦)村の中に属する小区画の一つとしてその記載を見ることができる。

近代に入ると藩政下の遊子浦(註1)をそのまま引き継ぐ形で遊子村が誕生し、水荷浦はその字(大字)区画として位置づけられてはいる(註2)ものの、当時の『登記簿』・『土地臺帳』(註3)などには地番としての記載がない。しかし水荷浦の小区画であったと思われる「入鹿越」「田ノ浦」「小田ノ浦」「吉日」「松ケ下」「荒網代」「道前」「大落」「蟹ヶ浦」「下水ヶ浦」「居浦」「牛ヶ坂」「下ノ小浦」「中ノ浦」「深浦」(註4)は、字として記載されている。

その後、遊子村が昭和33(1958)年に周辺4村と合併し宇和海村となった折は、公式書面上遊子は大字となり、字名は遊子村当時のものが踏襲されたため、水荷浦の小区画もそのまま残された。一方、水荷浦は公式書面で使用されなくなったが地図面(註5)上ではその名が確認できる。

昭和49(1974)年の宇和島市合併後、昭和54(1979)年に地番変更と字名が廃止となり、水荷浦を構成していた小区画は現在では通称として地元住民が用いるのみとなっている。現在では、水荷浦は公式書面上にその名はないものの、行政区(自治会)として、また地図面上その名が残るに至っている。

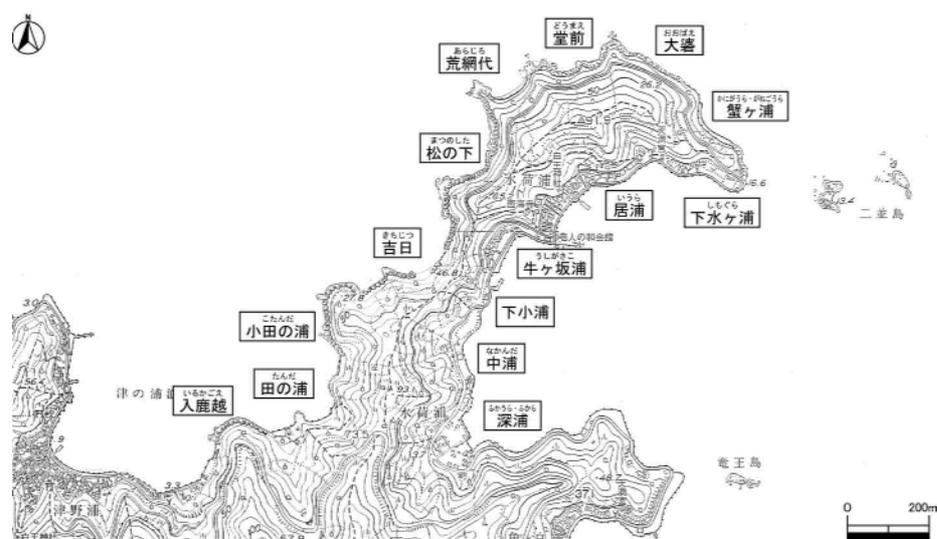


図 2-II-26 水荷浦の旧字名とその位置図

- (註1) 藩政下の史料『大成郡録』には「遊子浦公儀御帳ニハ上波浦ト有り」、また『式墅截』には「来村郷 上波浦 遊子浦共云」と記録され、上波浦＝遊子浦であるということが確認できる。以上のことから、宇和島藩政下において「上波浦」は公式の場合に使用され、「遊子浦」は通称として使用されていたと推測される。近代以降、町村制が施行されると「上波浦」はその名を消し、「遊子浦」は「遊子村」として残った。
- (註2) 大正元年刊行の『遊子村誌』字区画の中に遊子村を構成している8つの浦のひとつとして「明越」「矢野浦」「小矢野浦」「甘崎」「番匠」「魚泊」「津野浦」とともに「水荷浦」もその名を連ねている。
- (註3) 松山地方法務局宇和島支局所蔵
- (註4) 土地所有の状況や聞き取り調査による。
- (註5) 『宇和海村管内図』(発行年不詳)

(2) 人口・世帯数

水荷浦の人口は昭和40(1965)年は321人、66世帯であったが、その後減少が続いた。昭和55(1980)年代に盛り返したものの、平成15(2003)年末には180人、41世帯となっている。

(3) 水荷浦の段畑風景

水荷浦にはかつて南予地域に普遍的に見られた段畑がまとまって存在し、往時の姿を現在に伝える貴重な景観を呈しており、「全国農村景観百選」、「宇和島24景」、「四国のみずべ八十八ヶ所」、「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選定されている。

(4) 土地利用

対象地域の土地利用状況は以下の通りである。

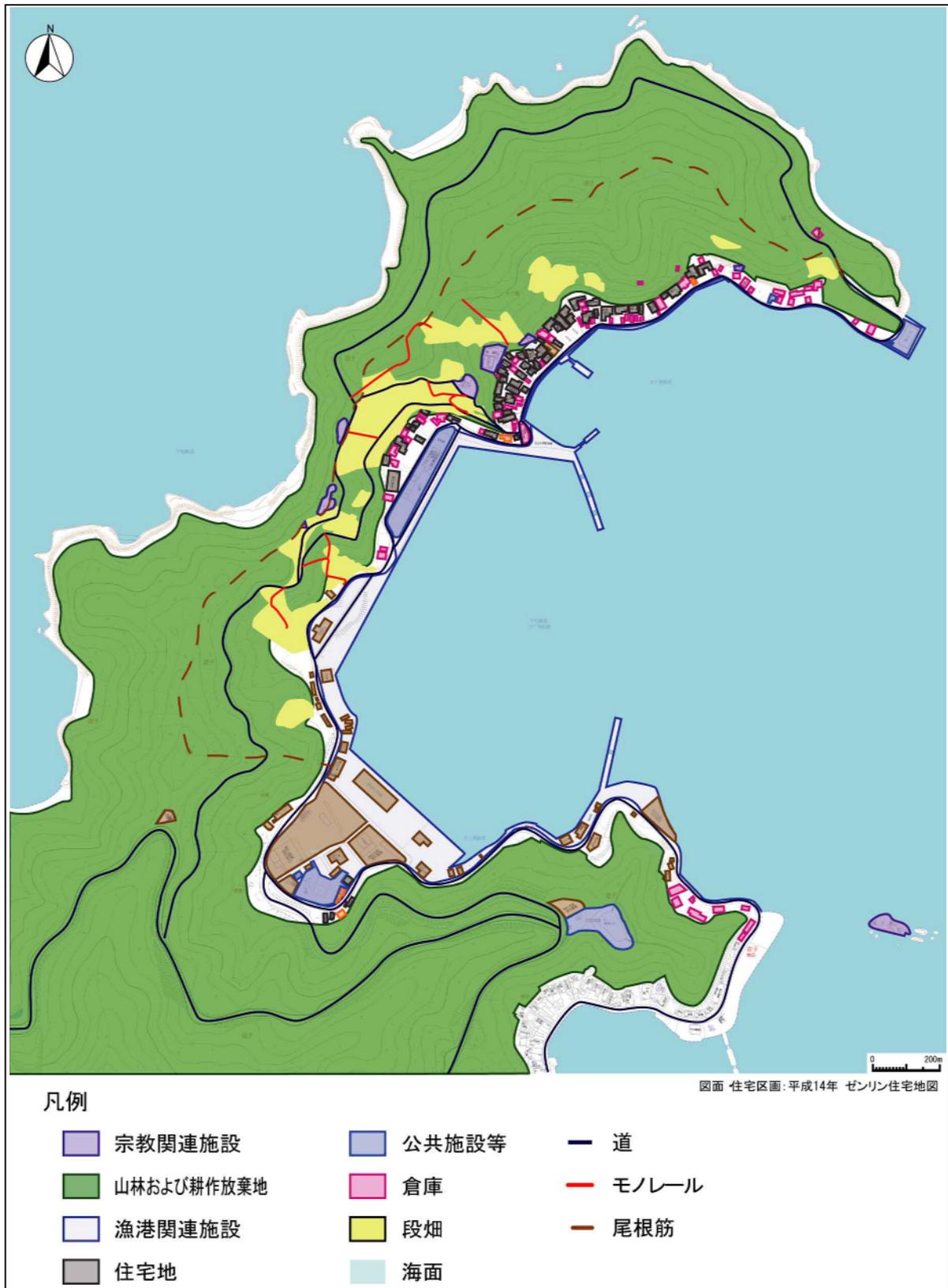


図 2-II-27 土地利用状況図

(5) 法規制

対象地域の土地利用行為に係る法令及び区域は以下の通りである。

表 2-II-7 水荷浦における土地利用に関する規制等に係る各種法令の概要

法令等名称 (規制に係る地域区分)	制度の目的	景観形成に関連する主な内容
農業振興地域に関する法律 (農用地区域・農業振興地域)	農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域及び農用地区域の指定 農用地区域内の開発行為の制限 農地等の利用転換の制限
都市計画法 (都市計画区域)	都市の健全な発展と秩序ある整備	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域及び市街化調整区域の指定 地域地区の指定(用途地域、特別用途地区等) 法令で定める規模以上の開発行為に対する許可制
急傾斜地法 (急傾斜地崩壊危険区域)	急傾斜地の崩壊を防止	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域の指定 急傾斜地崩壊危険区域での崩壊防止工事 急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地の崩壊の助長し、または誘発するおそれのある行為の許可制
漁港漁場整備法 (漁港区域)	総合的かつ計画的な漁港漁場整備事業の推進し及び漁港の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 漁港区域の指定 特定漁港漁場整備事業
海岸法 (海岸保全区域)	海水又は地盤の変動による被害に対する海岸を防護、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全区域の指定 海岸保全区域内における海岸保全施設(堤防や護岸など)の整備 工作物の設置や土地の掘削等一定の行為に対する許可制

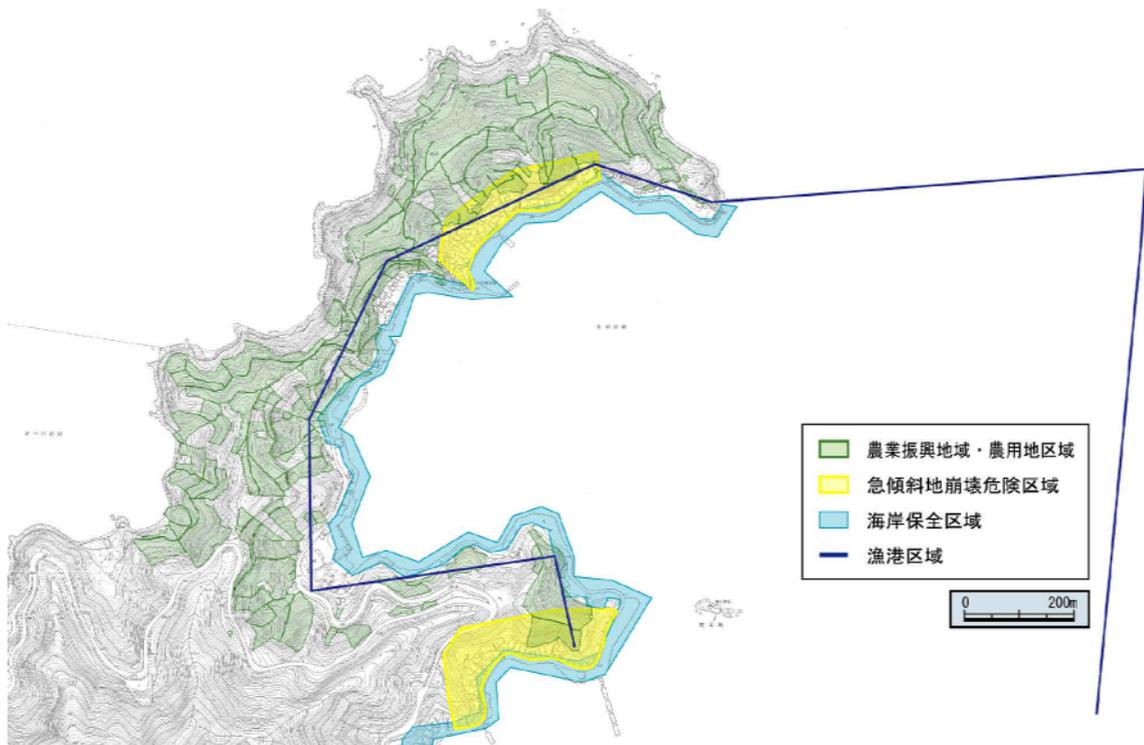


図 2-II-28 水荷浦における各種規制区域図